

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 平成29年5月22日（月） 午前9時00分から午後9時28分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（36人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願</p> <p>日程第 5 決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成29年5月定例農業委員会を始めさせて いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会 長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

会長

それでは、本日の出席者数は36名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号32番 池口 克八 委員

議席番号33番 横井 美喜夫 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・9件

議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・60件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・4件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・1件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・2件

それでは、議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は現在、住所地にて妻と息子夫婦と孫の家族5人で暮らしておりますが、孫の成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため建て替えを検討していたところ、次男家族から現在住んでいる家を譲ってほしいとの申し入れがあり、申請地に自己用住宅を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は現在、善太新田町にて会社を経営しており、商用で近鉄富吉駅を利用する機会が多く、会社から駅まで徒歩では遠いため、自身が所有

事務局	<p>する申請地を隣接地と一体で駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び詳細説明) 太陽光の申請でございます。計画では、168枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては、北側側溝へ排水する計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 3号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>(飯田委員 入室)</p> <p>続きまして、議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請 9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地に妻と子どもの3人で暮らしておりますが、建物の老朽化が進み建て替えを検討したところ、土地が借地で地主との調整がつかず、今般の申請にて申請者が所有する土地と妻が所有する土地を一体利用して自己用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて家族8人で暮らしておりますが、子どもの成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため、本家から近く慣れ親しんだ申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地の隣接地にて金属加工業を営んでおりますが、事業も順調に推移していく中、さらに従業員を増やす予定であり、現在の駐車場では車通勤を希望する従業員に対応できないため、申請地に24台分の駐車場を</p>

事務局	<p>整備する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、尾張旭市で倉庫業と運送業を営んでいます。現在、名古屋西営業所として市内の倉庫を一部借りて営業していますが、貸主から移転を打診され、返還することになったため、弥富インターチェンジにも近く効率が良いため、申請地に倉庫業倉庫を建築し規模拡大をする計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしておりますが、今後、将来設計をしていく中で、現在のアパートでは手狭なため、父所有の土地へ分家住宅を建築するにあたり接道がとれないため、申請地を進入路として利用する計画でございます。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしておりますが、将来設計をしていく中で本家を継ぐ予定であり、本家に隣接地する申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしておりますが、持ち家を持ちたいと土地を探していたところ、実家が寺院で行事等の手伝いも多いことから実家近くに住んで欲しいと頼まれたため、実家近くの申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、2,772枚のパネルを設置し、総事業費は約〇億〇〇〇〇万円となっております。基礎工事は、専用架台、敷地周囲には小堤防を設けその周囲をフェンスで囲い、地表面につきましては全面防草シート敷きで中心に浸透枡を数か所設置し雨水を自然浸透させる計画でございます。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、838枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。基礎工事は、専用架台、敷地周囲には小堤防を設けその周囲をフェンスで囲い、地表面につきましては全面防草シート敷きで中心に浸透枡を設置し雨水を自然浸透させる計画でございます。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 4号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>議案番号1について、一部現況が水路敷になっている経緯について知りたい。また、太陽光発電設備2件について面積が大きいように思うが地元から意見や相談等は出ているのか教えてほしい。</p>

事務局	<p>水路敷については、過去に土地改良の事業で水路改修が行われた際、グネグネに曲がっていた水路をまっすぐにしたことで両岸に残地が発生しました。その残地を隣接する田畑の所有者に払い下げた経緯がございます。その中で登記地目が変更されておらず、このように水路敷として残ってしまっておりますが、現在は田畑として利用されております。</p> <p>太陽光発電設備に関して、意見や相談等は特に受けておりません。</p>
委員	<p>太陽光発電設備について、雨水を浸透枡で自然浸透させるとのことだが、経年劣化で浸透が悪くなると思われるがどうお考えか。</p>
事務局	<p>雨水については、そのまま自然浸透させるのではなく、数か所に浸透枡を設けて浸透させるよう事務局より指導をさせていただきました。申請地の東側にすでにある太陽光発電設備についても同様のやり方で浸透させており、今現在特に問題がないことを鑑みこの計画でお願いをいたしました。また、敷地周辺に小堤防を設けることによって水が外に溢れ出ないように処理していただくようお願いしたところであります。</p>
会長	<p>そのほか、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 9 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の願出者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・事由・備考を朗読及び説明)</p> <p>申請者は現在、胸部大動脈瘤、発作性心房細動などの持病があり投薬治療中です。高齢でもあり、農業に従事するのは困難と医師から診断をされております。</p> <p>只今、事務局より議案第 5 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から60番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 2号の農地利用集積計画につきましても、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1番から 60番、全体筆数は 294筆、面積は 265,808.82㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は 146筆、面積は 132,046.91㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は 12名の方々で、148筆、132,046.91㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成 29年 5月 31日、契約開始年月日は平成 29年 6月 1日、新規 109件、再設定 185件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 2号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。以上で終わります。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、2件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前 9時28分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するために署名する。

平成29年5月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 32番委員 池 口 克 八

議事録署名者
議席番号 33番委員 横 井 美喜夫